

盛岡市立小・中学校 A I 型ドリル導入業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本要領は、「盛岡市立小・中学校 A I 型ドリル導入業務委託」に係る契約の相手方となる事業者の選定に当たり、公募型プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定める。本プロポーザルに参加した事業者のうち、本市にとって最も優れた提案を行った事業者を契約候補者とする。

2 業務の概要

(1) 業務名

盛岡市立小・中学校 A I 型ドリル導入業務委託

(2) 業務内容

別添「盛岡市立小・中学校 A I 型ドリル導入業務委託仕様書」のとおり。

(3) 契約期間

契約締結日から令和 6 年 3 月 31 日まで

ただし、使用開始日は令和 5 年 6 月 1 日とし、契約締結日から使用開始日前日までの間は準備期間とする。

(4) 対象

盛岡市立小学校 41 校、盛岡市立中学校 23 校

学習者用端末 20,936 台、教職員用端末 1,241 台

(5) 上限提案価格

金 29,233,000 円（消費税額及び地方消費税額含む）

ア 別添仕様書に記載する事項（ライセンス料、設定費用等）を全て含むこと。

イ 上記金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、事業の最大規模を示すためのものであることに留意すること。

ウ 当該業務は、令和 5 年度予算が成立した時点で有効となるため、予算不成立の場合は当該業務を実施せず、又、これに伴い、プロポーザル参加者において損害が生じた場合、本市ではその損害について負担しないこととする。

エ 予算の性質上、単年度契約とし、継続については市と受注者の両方で協議するものとする。

(6) 発注者及び事務局

ア 発注者 盛岡市

イ 事務局 盛岡市教育委員会事務局学校教育課

3 参加資格要件

次の各号に掲げる要件を全て満たす法人又は団体とする。

- (1) 本市から指名停止措置（入札参加停止措置）を受けていないこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 直近 1 年間の国税・地方税の滞納がない者であること。
- (6) 法人又は団体の代表者、役員（執行役員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は暴力団（同法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
- (7) 類似業務での他自治体を契約の相手方とした有償での契約実績を有していること。
- (8) 様式第 5 号「A I 型ドリル機能要件一覧表」に掲げる必須項目の機能を備えていること。

4 選定に係る日程

	項目	期日
1	プロポーザル公募開始	令和 5 年 2 月 2 日（木）
2	質問受付期間	令和 5 年 2 月 10 日（金）午後 5 時まで
3	質問と回答の公表	令和 5 年 2 月 13 日（月）
4	参加申込書類の提出期限	令和 5 年 2 月 20 日（月）午後 5 時まで
5	資格審査結果通知	随時（最終は 2 月 20 日（月））
6	企画提案書類の提出期限	令和 5 年 2 月 27 日（月）午後 5 時まで
7	プレゼンテーション審査	令和 5 年 3 月 1 日（水）
8	審査結果通知	令和 5 年 3 月 6 日（月）
9	契約締結	令和 5 年 4 月 3 日（月）予定

5 実施要領及び仕様書等の提供

実施要領及び仕様書等の資料の提供については、次のとおりとする。

- (1) 提供方法
盛岡市公式ホームページからのダウンロード
- (2) 提供開始日
令和 5 年 2 月 2 日（木）
- (3) 資料一覧

	名称
1	盛岡市立小・中学校A I型ドリル導入業務委託公募型プロポーザル実施要領
2	盛岡市立小・中学校A I型ドリル導入業務委託仕様書
3	別紙1 導入端末台数一覧
4	別紙2 盛岡市立小・中学校A I型ドリル導入業務委託公募型プロポーザル選考方法
5	別紙3 盛岡市立小・中学校A I型ドリル導入業務委託公募型プロポーザル審査項目及び評価基準
6	様式第1号 プロポーザル参加意向申請書
7	様式第2号 参加者概要書
8	様式第3号 事業実績書
9	様式第4号 質問書
10	様式第5号 盛岡市立小・中学校A I型ドリル機能要件一覧表

6 質疑・回答

本実施要領及び仕様書等の内容に不明な点がある場合は、様式第4号「質問書」を提出すること。

(1) 受付期間

令和5年2月2日（木）から同年2月10日（金）午後5時まで

(2) 提出方法先

様式第4号「質問書」にて「15事務局」（学校教育課）のMAILアドレス宛てに電子メールで提出すること。また、提出に当たっては、必ず質問書の発信を学校教育課に電話で連絡すること。

(3) 質問回答日

令和5年2月13日（月）

(4) 回答方法

ア 質疑に対する回答は、ホームページ上に公表する。

イ 類似同様の質問については、まとめて1つの回答とする。

ウ 事業者選定に公平を保てない質問については回答しないことがある。

7 参加申込書類の提出

(1) 提出書類

次の書類を紙媒体で1部及び電子媒体(同内容のデータを保存したCD-R又はDVD-R)で1部を提出すること。

	様式	名称	提出部数
1	様式第1号	プロポーザル参加意向申請書	1部
2	様式第2号	参加者概要書	1部

3	様式第3号	事業実績書	1部
4	様式第5号	A I型ドリル機能要件一覧表	1部

(2) 参加資格要件を満たしていることを証明する書類

「7 (1) 提出書類」と併せて紙媒体で1部を提出すること。ただし、盛岡市入札参加資格者名簿に登録のある者は提出不要とする。

	名称	提出部数
1	履歴事項全部証明書	1部
2	財務諸表（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）	1部
3	直近1年間における国税（法人税及び消費税）、都道府県税（事業税及び都道府県民税）及び市町村民税全ての納税証明書（未納がないことを確認できるもの）	1部

(3) 提出期限

令和5年2月20日（月）午後5時まで

(4) 提出方法

「15 事務局」（学校教育課）に持参又は郵送とする。持参の場合は土・日・祝日を除く午前8時30分から午後5時までとし、郵送の場合は簡易書留やゆうパック等、配送記録が分かる方法での送付により、受付期間内必着とする。

8 参加資格審査及び結果通知

上記参加申込書類を審査し、参加資格の有無について、2月20日（月）までに随時参加申込者宛て電子メールにて通知する。

9 企画提案書類の提出

(1) 提出書類

次の書類を紙媒体及び電子媒体（同内容のデータを保存したCD-R又はDVD-R）で提出すること。紙媒体の提出部数は、正本1部及び副本（複写可）7部の計8部とする。

	様式	名称	提出部数
1	任意	企画提案書 <ul style="list-style-type: none"> ・A4判で作成し、1部ずつファイルに閉じること（ファイルの表紙及び背表紙に、正本又は副本の別を記載するとともに、副本は審査資料となるため、団体名又は応募者を特定できるマーク等は記載しないこと。） ・使用する文字の大きさは、10.5ポイント以上とする。 ・カラー刷り、写真・絵・図・表等の挿入は可とす 	8部

		<p>る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ページ番号を付すること。 ・提出後の記載内容の変更及び差し替えは不可とする。 	
2	任意	<p>価格提案書（見積書）※</p> <p>ア 令和5年度分（令和6年3月31日まで）</p> <p>イ 令和5～7年度分（令和8年3月31日まで）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・見積書には、消費税及び地方消費税を含むこと。 ・ライセンス料や保守費用等の内訳がわかるよう記載すること。 ・アの費用については、「2（5）上限提案価格」以内の金額とすること。 ・正本のみ代表者印を押印し、副本は審査資料となるため、団体名又は応募者を特定できるマーク等は記載しないこと。 	8部
3	任意	<p>プレゼンテーション用資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企画提案を補足する最低限のものとし、作成方法については企画提案書と同様とする。 ・プレゼンテーション資料については、パワーポイント方式及びPDF形式可とする。 	8部

※価格提案書（見積書）について

予算の性質上、令和5年度については単年度契約とするが、当該業務の目的により、複数年の継続が望ましいと考えるため、単年度分及び3年分の2種類の価格を提案いただくものである。ただし、令和6・7年度の予算を確約するものではない。

(2) 提出期限

令和5年2月27日（月）午後5時まで

(3) 提出方法

「15事務局」（学校教育課）に持参又は郵送とする。持参の場合は土・日・祝日を除く午前8時30分から午後5時までとし、郵送の場合は簡易書留やゆうパック等、配送記録が分かる方法での送付により、受付期間内必着とする。

(4) 提出書類の取扱い

ア 提出された書類は、プロポーザル審査のために複製を作成することができるものとする。

イ 提出内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権及び商標権等、日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法等を使用することにより生ずる責任は、原則として事業者が負うものとする。

ウ 企画提案は、1者につき1案とする。

エ 提出された書類の著作権は、事業者に帰属する。また、提出された企画提案関係

書類（電子媒体に保存されたデータを含む。以下同様）は、契約候補者の選定に係る公表以外に事業者が無断で使用しないものとする。

ただし、事業者の企画提案関係書類については、本業務内容の公表時や本市必要と認める時には、その全部又は一部を使用できるものとする。

オ 参加表明関係書類及び企画提案関係書類の提出後、原則として、それぞれの審査が終了するまでの間は、参加表明関係書類及び企画提案関係書類に記載された内容の変更は認めない。

カ 企画提案関係書類作成のために本市から受領した資料は、本市の了解なく公表及び使用してはならない。

(5) 法令等の遵守

提案に当たっては、事前に事業者の責任において関係法令等を確認すること。なお、契約後、業務実施時における法令適合のリスクは、事業者に属するものとする。

(6) 失格事項

基準日から契約候補者が決定するまでの間に次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

ア 虚偽の内容が記載されているもの。

イ 審査結果に影響を与える工作等、不正な行為が行われたもの。

ウ 参加資格を満たさないことが判明したとき。

エ 上限提案価格を超える提案をしたとき。

オ 市から指名停止の措置を受けたとき。

カ その他、企画提案関係書類等の提出に際して不正な行為があったとき又は本実施要領に定める手続によらなかったとき。

(7) 辞退の方法

参加意向申請書の提出後、本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、参加辞退届（任意様式）を企画提案書類の受付期間内に郵送（簡易書留又は書留）又は持参（午前9時から午後5時まで。閉庁日を除く。）により提出すること。ただし、郵送の場合は必着のこと。

10 審査方法及び審査項目

(1) 選定委員会

契約候補者の選定は、本業務委託に係るプロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）において実施する。

(2) 審査方法、審査項目及び評価基準

審査は非公開とし、提案された企画提案書類、価格提案書（見積書）及びプレゼンテーション内容から、次により審査を行い、最優良提案事業者を選定する。

別紙2「盛岡市立小・中学校A I型ドリル導入業務委託公募型プロポーザル選考方法」

別紙3「盛岡市立小・中学校A I型ドリル導入業務委託審査項目及び評価基準」

(3) 契約候補者等の決定

選定委員会は、評価基準に基づく企画提案等の順位得点の結果に基づき、最優良提案を提出した者を契約候補者とし、契約締結の優先交渉権を取得する。また、優良提案を提出した者を次点順位者とする。なお、同点の者がいる場合は、選定委員会で協議の上、順位を決定する。

企画提案・プレゼンテーション審査に進んだ事業者が1者であった場合には、審査における評価得点の合計が満点の60%以上であれば、当該提案を最優良提案とする。

11 企画提案・プレゼンテーション審査

(1) 日時・場所 令和5年3月1日(水) 盛岡市役所都南分庁舎2階 教育委員会室
※時間については、参加資格審査を通過した事業者に個別に通知する。

(2) 実施内容

- ア 企画提案、プレゼンテーション資料に基づく事業者からの説明(20分以内)
- イ 質疑応答(10分以内)

(3) 留意事項

- ア プレゼンテーション当日の参加人数は3名以内とする。
- イ 説明に当たっては、事前に提出した企画提案及びプレゼンテーション資料により行うものとする。
- ウ 参加時に提出した企画提案及びプレゼンテーション資料の内容に係る修正は認めない。
- エ プロジェクター及びスクリーンは、市で準備する。パソコン等の必要機器は持参すること。

12 審査結果の通知

審査を受けた各事業者に対し、令和5年3月6日(月)までに文書及び電子メールで結果を通知する。また、審査結果について市公式ホームページに掲載する。

なお、選考の理由、結果に関する問合せ及び異議申し立ては一切受け付けないものとする。

13 契約手続き等

(1) 契約の手続き

契約候補者となった事業者(又は次点)は、受注者として、市との間で業務委託に係る契約締結の交渉を行う。

(2) 優先交渉権の取消し等

ア 契約候補者が、契約締結までに資格要件を満たさなくなった場合及びその他の理由において、契約候補者との契約を締結できない場合、本市は当該契約候補者の優先交渉権を取消し、次点順位者と契約締結の交渉を行う。

イ 契約候補者が、契約の締結をできないことが明らかとなった場合は、本市に対し、速やかに文書(任意様式)により、その旨を届け出ること。

14 その他

(1) 費用負担について

提出書類等の作成及び企画提案・プレゼンテーション審査に際して必要となる費用は、事業者の負担とする。

(2) 参加辞退について

プロポーザル参加を辞退した場合、審査結果通知前までに辞退した場合であっても、これを理由として今後不利益な取扱いをすることはない。

15 事務局

盛岡市教育委員会事務局学校教育課 担当 三浦 友美

〒 020-8532 盛岡市津志田 14 地割 37 番地 2 盛岡市役所都南分庁舎 3 階

TEL 019-651-4111 内線 7336 FAX 019-637-8122

URL <http://www.city.morioka.iwate.jp>

MAIL edu.gakkyo@city.morioka.iwate.jp